

警戒度レベル2【感染拡大期】における対応

※レベル2における新たな要請事項等は下線部

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和4(2022)年1月13日(木)～1月31日(月) ※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

●県民に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- ・ ワクチン接種者を含め、「マスク着用」・「会話する＝マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」など、基本的な感染対策の徹底の継続を要請
- ・ 「混雑した場所を避ける」、「少人数で活動する」など、感染リスクの高い活動を控えることを要請
- ・ 都道府県間の移動については、日常生活同様の基本的な感染対策を徹底し、また、リスクの低減を図る取組行うことを要請
- ・ まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えることを要請
- ・ 外食の際は、とちまる安心認証店など、感染対策が徹底された飲食店の利用を要請
- ・ 感染に不安がある場合は検査を受検することを要請

●事業者に対する協力要請等

- ・ テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施を働きかけ
- ・ 感染拡大防止のための適切な取組の実施を要請（特措法第24条第9項）
 - 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底
 - 「会話する＝マスクする」運動への参加
 - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- ・ 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施を働きかけ

▶ 飲食を提供する皆様へ

改めて、次の点への取組をお願いします。

- ・ アクリル板等（パーテーション）の適切な設置又は座席間隔（1m以上）の確保
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 食事中以外マスクの着用の推奨
- ・ 換気の徹底

イベントの開催に関する協力依頼

【特措法第24条第9項】

【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- ② イベントごとに「チェックリスト」または「感染防止安全計画」を作成すること
 - ・ 5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては「感染防止安全計画」を策定し、県所管課による確認を受けること
 - ・ それ以外のイベントについては「チェックリスト」を作成し、HP等で公表すること（終了後1年間保管）
- ③ 下記の人数上限等に沿った規模とすること

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

		収容率	人数上限
従来通り 《チェックリスト作成》	大声なし	100%以内※1	5,000人以下 又は 収容率50%以内の いずれか大きい方
	大声あり	50%以内※2	
「感染防止安全計画」実施 《感染防止安全計画策定》		100%以内 「大声なし」の担保が前提	収容定員まで

※1 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。

※2 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること

イベント開催等における必要な感染防止策 ①

項 目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。 * 大声を「観客等が、㊦通常よりもはるかに大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照
②手洗、手指・施設消毒の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）。 □主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底 * 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討

イベント開催等における必要な感染防止策 ②

項 目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	☐入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 ☐休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や導線確保等の体制構築 * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 ☐大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2 m、最低1 m）空けること
⑤飲食の制限	☐飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 ☐食事中以外のマスク着用の推奨 ☐長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保やマスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 ☐自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

イベント開催等における必要な感染防止策 ③

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する。 *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）。
⑦参加者の把握・管理等	□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底 □入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、県からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること